

特別養護老人ホーム (個室・多床室 計81床)

老人福祉法第20条の5に定める特別養護老人ホームで介護保険法第86条に基づき指定された介護老人福祉施設です。原則要介護3から5の認定を受けた方で、ご自宅での介護を受けることが困難な高齢者が入所し、日常生活に必要なサービスを行うことを目的とした施設です。

◇サービスについて◇

特別養護老人ホームは日常生活においてなんらかの支援や援助を必要とし、在宅生活が困難となった高齢者の方が入所される施設です。社会的ニーズとしては、高齢者にとって人生で最期を迎える終の棲家となるべき場所であるとされています。お客様一人ひとりが貴重な経験・体験を経て要介護状態となり、ここ弥生苑に入所されました。そして長い人生において最後に出会う人間が、私たち施設職員です。偶然にも巡り合えた貴重なご縁。大切に育みながらお客様と共に語らい・笑い・楽しみ、日々の生活援助・介護に取り組んでいます。

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられている方は居室及び食事に係る自己負担額が軽減されます。

令和1年10月 改正

短期入所生活介護

(個室・多床室 計9床)

介護が必要な要支援1から要介護5までの要支援または要介護認定を受けた方を特別養護老人ホーム弥生苑にて短期間ご利用頂き、食事や入浴、排泄など日常生活に必要なサービスを行います。ご希望により、ご自宅と施設間をリフト付きのワゴン車等で送迎いたします。



◇季節の行事◇



◇設備案内◇

【居室】

個室、二人部屋、四人部屋
があります



【食堂】

吹き抜けになっています
開放感のある広々とした空間です



【リネン室】

お客様の衣類は、大型洗濯機
乾燥機にて洗濯しています



【浴室 特殊浴槽】

横になった状態で入浴できます



【浴室 座位型浴槽】

座った状態で入浴できます



【浴室 一般浴槽】

ゆったりと入浴できる
大きい浴槽です



◇一日の過ごし方◇ (フロアによって多少時間は異なります)

